

令和7年度
要 覧



小矢部市教育センター

〒932-0073 富山県小矢部市岩尾滝 1073 番地

TEL 0766-67-0758

FAX 0766-67-0759

E-mail oyabe-ec@oyabe-city.ed.jp

目 次

1	名 称	-----	1
2	所在地	-----	1
3	沿 革	-----	1
4	運 営		
	(1) 運営方針	-----	2
	(2) 運営の重点	-----	2
	(3) 職員構成	-----	2
	(4) 運営組織	-----	3
5	事 業		
	(1) 業務内容と分担	-----	4
	(2) 研修事業	-----	5
	(3) 調査研究事業	-----	7
	(4) サービス・支援事業	-----	8
	(5) 教育相談事業	-----	9
6	事業に係る経費等（市教育センター予算）	-----	10
7	主な備品	-----	11
8	児童・生徒数	-----	11
◇ 条例・規約・規程・要項 ◇			
	小矢部市教育センター設置条例	-----	12
	小矢部市教育センター規約	-----	13
	小矢部市視聴覚ライブラリー規則	-----	14
	小矢部市教育センター運営委員会規程	-----	15
	小矢部市教育相談室設置規程	-----	16
	小矢部市教育支援センター推進会議設置要綱	-----	17

1	名 称	小矢部市教育センター
2	所在地	〒932-0073 富山県小矢部市岩尾滝 1073 番地 TEL. 0766-67-0758 FAX. 0766-67-0759
3	沿革	<p>昭和 37 年 4 月 1 日 石動町理科教育センターを設置、石動中学校に併設</p> <p>昭和 37 年 8 月 1 日 町名変更により、小矢部市理科教育センターとなる。</p> <p>昭和 41 年 11 月 1 日 小矢部市理科教育センターを廃止し、小矢部市教育センターとして発足、旧西砺波郡地方事務所に移転する。小矢部市西砺波郡学校視聴覚研究会の事務所を併設する。小矢部市小学校教育研究会の事務局を当センターに置く。小矢部市個別化教育研究会の事務局を当センターに置く。</p> <p>昭和 42 年 11 月 1 日 上記視聴覚研究会の解散に伴い、その財産の一部を引き継ぐ。</p> <p>昭和 44 年 12 月 13 日 小矢部市視聴覚ライブラリーを当センターに置く。</p> <p>昭和 45 年 2 月 23 日 小矢部市視聴覚教育研究会発足、事務局を当センターに置く。</p> <p>昭和 46 年 4 月 1 日 教材搬送車ワゴンバン 1 台配車される。</p> <p>昭和 48 年 11 月 28 日 小矢部市総合会館 1 階に移転</p> <p>昭和 60 年 7 月 20 周年記念として記念誌発刊</p> <p>昭和 57 年 12 月 センター内の旧理科室を研修室、工作室を視聴覚ライブラリー室に改装する。</p> <p>平成 2 年 6 月 5 日 市小中高生徒指導連絡協議会の規約改正に伴い、事務局を当センターに置く。</p> <p>平成 3 年 9 月 5 日 小矢部市畠中町 12-42、旧簡易裁判所に移転</p> <p>平成 5 年 3 月 1 日 30 周年記念として記念誌発刊</p> <p>平成 6 年 4 月 1 日 適応指導教室「ふれんど」設置</p> <p>平成 6 年 6 月 23 日 文部省より登校拒否児童生徒の適応指導の在り方に関する調査研究委託</p> <p>平成 8 年 4 月 11 日 文部省より登校拒否児童生徒の適応指導の在り方に関する調査研究委託 (平成 10 年 3 月 31 日まで)</p> <p>平成 8 年 6 月 13 日 文部省よりスクールカウンセラー（石動中学校配置）調査研究委託 (平成 10 年 3 月 31 日まで)</p> <p>平成 10 年 5 月 1 日 スクールカウンセラー事業開始 (市内 4 中学校と教育センターに精神科医及び臨床心理士を配置)</p> <p>平成 10 年 9 月 24 日 市内小中学校間イントラネットMEL開設、インターネットサーバー設置</p> <p>平成 15 年 3 月 1 日 40 周年記念として記念誌発刊</p> <p>平成 16 年 8 月 市内 4 中学校普通教室にパソコン設置</p> <p>平成 18 年 8 月 市内 6 小学校高学年普通教室にパソコン設置</p> <p>平成 20 年 9 月 1 日 小矢部市岩尾滝 1073、旧岩尾滝小学校に移転</p> <p>平成 21 年 7 月 市内小中学校に液晶プロジェクター、書画カメラ設置 (小学校全教室に各 1 台、中学校全学年に各 1 台)</p> <p>平成 22 年 3 月 市内小中学校に電子黒板設置 (各校 1 台)</p> <p>平成 24 年 8 月 市内小中学校の教師用パソコン更新 (Win7 導入) プリンタ新規導入</p> <p>平成 25 年 11 月 センターサーバー (Windows) 導入、市内小中学校にNAS設置</p> <p>平成 27 年 9 月 市内中学校のパソコン教室用パソコン更新 (Windows8.1 導入)</p> <p>平成 28 年 9 月 市内小学校のパソコン教室用パソコン更新 (Windows10 導入)</p> <p>平成 29 年 3 月 校務支援システムの構築 (市内全小・中学校・教育センター)</p> <p>令和 3 年 3 月 GIGA スクール構想による高速通信ネットワークの整備と、児童生徒に一人 1 台のパソコンの配布 (市内全小・中学校・教育センター)</p> <p>令和 4 年 1 月 市内小中学校へのデジタル黒板の配置の拡充</p> <p>令和 4 年 2 月 第 40 回小矢部市学校教育研究大会をオンラインで実施</p> <p>令和 5 年 4 月 市内全小中学校で、出欠確認ソフト tetoru の運用開始</p> <p>令和 6 年 3 月 文部科学省より教育支援センターの総合的拠点機能に向けた調査研究委託</p>

4 運 営

(1) 運営方針

人と人との関わりを大切にし、国際化、情報化等の社会変化に対応しうる、心豊かで、心身ともにたくましい幼児児童生徒を育てるために、小矢部市学校教育の一層の充実と推進を支援する。

(2) 運営の重点

① 教職員の資質や能力を高める研修の充実

- ・教育の今日的な課題に対応する力と専門的指導力を高める研修講座及び実技研修会を開催する。
- ・若手教員の悩みや不安、課題、喜びに応じて指導や助言を行う研修会、中堅教員に対してミドルリーダーとしての意識の高揚を図る研修会等を実施し、教員の資質や能力を高める。

② 保・園・小・中・高等学校の連携の充実

- ・児童生徒の健全な育成のために、小中高等学校の生徒指導についての連携を密にするとともに、いじめ・不登校等の諸問題についての協議を進める。
- ・保育所・幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という）と小学校の一層の円滑な接続を目指し、相互の理解が深まるように共通理解の場を設け、一人の子供の連続した育ちを見つめる教育を支援する。

③ 教育相談活動の充実

- ・市内小中学校に配置されたスクールカウンセラーを効果的に活用して教育相談を充実させるとともに、教育センターにカウンセラーを配置し、電話相談や来所相談を通して、問題を抱える児童生徒及び保護者への支援を行う。
- ・学校との一層の効果的な連携を推進して学校や学級に適応しにくい児童生徒を支援するとともに、教育支援センター「ふれんど」において常時活動や体験活動を通して生活習慣や社会性を育成する。

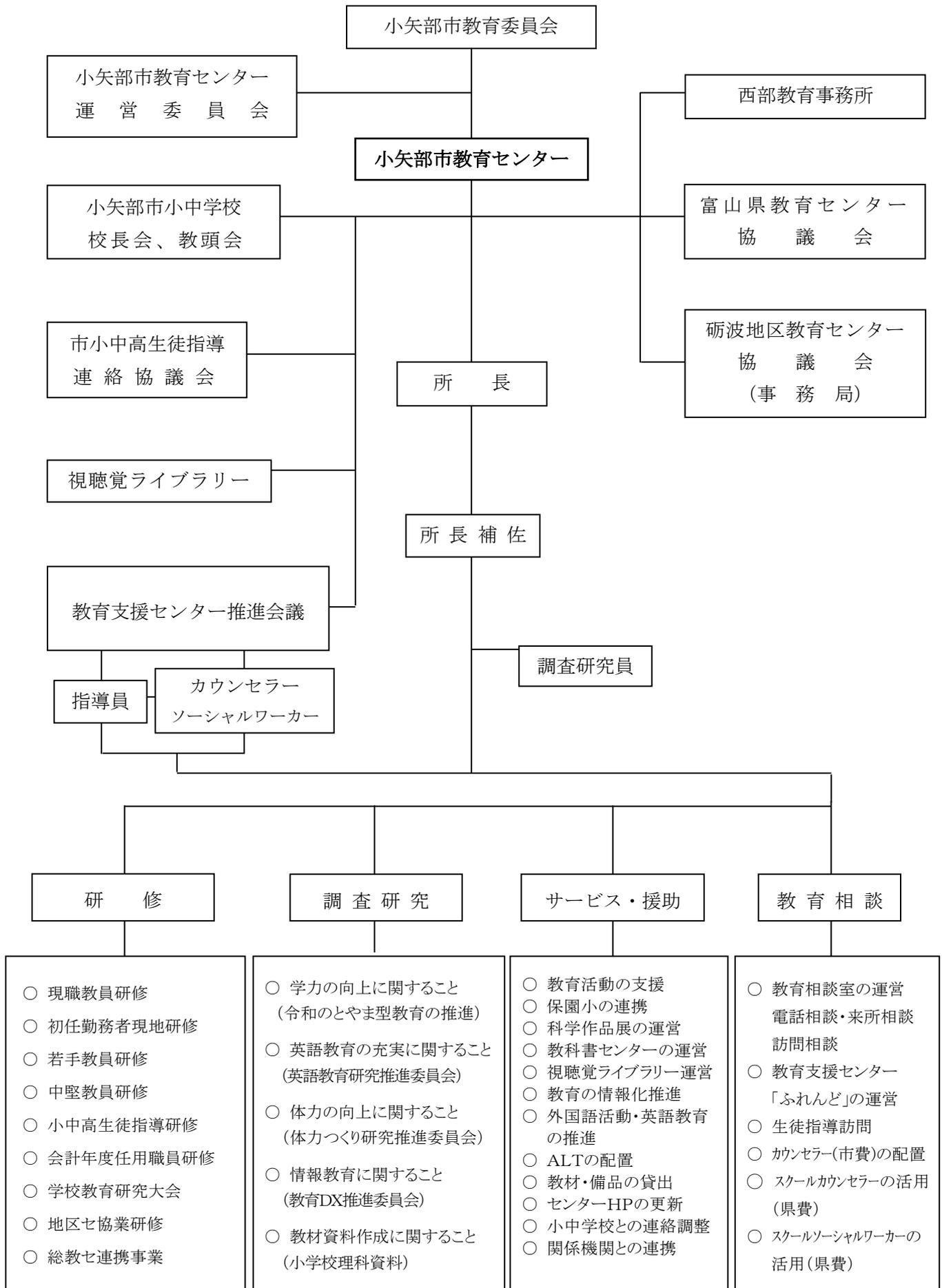
④ 調査研究推進委員会の充実

- ・小学校と中学校の一貫した英語教育についての研究を行い、小・中学校の連携を強化する。
- ・運動好きでたくましい心と体をもった幼児児童生徒の育成を目指し、体力の現状と課題の分析に基づき、幼児期からの体力づくりの推進を支援する。
- ・現在の小矢部市のICT環境で実現可能な取組について研究し、教育DXを推進する。

(3) 職員構成

所 長	上 田 昌 寛	(教育専門員・専任)
所長補佐	太 田 初 美	(専任)
事 務 員	荒 木 彰 子	
教育支援センター指導員	奥 村 眞 宏	
教育支援センター指導員	岡 島 佳世子	
教育支援センター指導員	西 村 和 人	

(4) 運営組織



5 事 業

(1) 業務内容と分担

区 分	業 務 内 容	主 務	副主務
総 括	○ 各係業務の総括 ○ 公印の看守	所 長	所長補佐
企画・運営	○ 教育委員会との連絡・調整 ○ 研修会講師との連絡・調整 ○ 施設の管理・運営	所 長	所長補佐
事 務	○ 文書の收受、発送、保存 ○ 予算、経理、通信、運搬事務 ○ 備品管理 ○ 印刷、製本	荒 木	所長補佐
研修事業	○ 県教委「教職員研修」電子申請 ※ ○ 市及び3市協業研修受講者の受講履歴の入力業務※ ○ 砺波地区協業で実施する研修の企画・運営 ○ 市教育センターで実施する研修の企画・運営 ・現職教員研修 ・初任勤務教職員現地研修 ・若手教員研修 ・会計年度任用職員研修 等 ○ 小中高生徒指導連絡協議会の企画・運営（事務局） ○ 学校教育研究大会の企画・運営	所 長	所長補佐 ※主務
調査研究事業	○ 調査研究推進委員会の運営 ・英語教育研究推進委員会 ・体力づくり研究推進委員会 ・教育DX推進委員会	所長補佐	所 長
サービス及び 援助事業	○ 教育活動の支援（副読本等の改訂） ○ 保・園・小の連携事業（保園小連携研修会の開催）※ ○ 小中学生科学作品展覧会の運営 ○ 教科書センターの運営（教科書展示会の開催）※ ○ 視聴覚ライブラリーの運営（ソフト選定委員会）※ ○ 教育の情報化推進 ○ 外国語活動・英語教育の推進（ALTの配置）※ ○ 教材・備品の貸出（視聴覚ソフト、体力測定器具等） ○ 市内学校教育関係の連絡調整（各種届の集約等）	所長補佐	所 長 ※主務
教育相談事業	○ 教育相談室の運営、関係機関との連携 ※ ○ 教育支援センター「ふれんど」の運営 ○ 生徒指導訪問（不登校傾向児童生徒への対応等） ○ 教育センターカウンセラーの配置 ○ SC（スクールカウンセラー）の活用（県費） ○ SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用（県費）	所長補佐	所 長 ※主務
外部組織との 連携	・県教育センター協議会（県派遣教育専門委員等会議） ・県視聴覚ライブラリー（県視聴覚教育研究会） ・市社会福祉協議会評議員会（福祉教育推進協議会） ・市要保護児童対策協議会（実務者会議） ・市教育支援委員会（調査会） ・社会を明るくする運動推進委員会 ・市青少年健全育成市民会議 ・市租税教育推進協議会	所 長	所長補佐
広 報	○ ホームページの更新（センター事業の紹介） ○ 各学校の月行事予定の集約とホームページへの公開	所長補佐	所 長

(2) 研修事業

①小矢部市 現職教員研修（「夏季研修」「令和のとやま型研修」「砺波地区協業研修」等含む）

研修会名	実施日	内容・講師等	対 象	会 場
授業力向上 研修会 【砺波地区 協業研修】	7月25日 (金) 14:00～	「個別最適で協働的な学びを 実現する『複線型授業』」 文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 國香 真紀子 先生	砺波地区小・中・義務教育 学校教職員 (希望者)	市民交流 プラザ
「令和のとや ま型教育推進 事業」 若手教員 研修会 【砺波地区 3市交流研修】	8月4日 (月) 14:30～	「子供たちの発達を支える 教育活動」 富山県総合教育センター 科学情報部 学力向上推進チーム 学力向上アドバイザー 中川 邦章 先生	【受講対象：30歳以下】 市内小・中学校教職員 〈悉皆〉 砺波地区小・中・義務教育 学校教職員 (希望者)	市民交流 プラザ
授業力向上 研修会 (ふるさと教育研修) 【砺波地区 3市交流研修】	8月19日 (火) 8:30～	ふるさと教育に関する史跡文化財、 公共施設等の見学 富山県文化財保護指導委員 山本 善継 先生	市内初任勤務教職員 〈悉皆〉 砺波地区小・中・義務教育 学校教職員 (希望者)	小矢部 市内
「令和のとやま 型教育推進事 業」 ICT活用 授業研修会	① 9月 (予定)	愛知県春日井市教育委員会 指導主事 等	教育DX推進委員 〈悉皆〉	公開授業 実施校
	②11月 (予定)	富山県富山市立芝園小学校 教諭(研究主任・教務主任) 等	砺波地区小・中・義務教育 学校教職員 (希望者)	公開授業 実施校
「令和のとやま 型教育推進事 業」 小中の円滑な 接続を意識し た授業づくり 研修会	① 5月 (予定)	①小学校：英語専科(教員・講師)とALT における授業提案 ②中学校：英語科教諭とALTにおける 授業提案 富山大学大学院教職実践開発研究科 教授 岡崎 浩幸 先生	英語教育研究推進委員 〈悉皆〉 市内小・中学校教職員 (希望者)	小学校
	② 9月 (予定)			中学校
「令和のとやま 型教育推進事 業」 授業づくり 研修会	① 9月 (予定)	「個別最適な学びと協働的な学びの一体的 な充実について」 京都教育大学 教職キャリア高度化センター 教授 大久保 紀一郎 先生	市内小・中学校 研究主任〈悉皆〉 市内小・中学校 若手教員〈悉皆〉	公開授業 実施校
	② 9月 (予定)			公開授業 実施校
「令和のとやま 型教育推進事 業」	8月25日 (月)	「学習指導要領に関すること」 元芝園小学校校長 國香 真紀子 先生	市内小・中学校・教育 センター管理職 〈悉皆〉	大谷 小学校
「令和のとやま 型教育推進事 業」 学力向上 講演会 ※小矢部市 学校教育 研究大会	8月26日 (火)	「保護者からのいじめの訴えの対応や スクールロイヤーの活用について」 (仮) 上越教育大学 いじめ・生徒指導研究研修センター 准教授・センター専任教員 大門 秀司 先生	市内小・中学校教員 〈悉皆〉	クロスラ ンドおや べ

「令和のとやま型教育推進事業」 先進地視察 訪問研修	①10月 (予定)	先進的な取組を実施している学校を訪問し、実際の授業を参観して学ぶ。	小学校 各1名〈悉皆〉	春日井市 (予定)
	②10月 (予定)		中学校 各1名〈悉皆〉	加賀市 (予定)
とやま呉西圏域 連携事業 「ICT教育環境に関する調査・研究 ICT活用推進講演会 (R7 小矢部市と南砺市の教育センターが実務担当)」	6月27日 (金)	国が推進する「教育DX」に伴い、急加速する国の現状、ネクストGIGAを含めた今後の展開、活用等を含め、新しい時代に必要な資質・能力について理解を深める。 「未来の教育はどう変わる」(仮) 日本教育情報化振興会会長 富山大学 名誉教授 山西 潤一 先生	*とやま呉西圏域 (呉西地区6市) とやま呉西圏域小・中・義務教育学校管理職、教諭等 とやま呉西圏域教育委員会ICT担当職員等 とやま呉西圏域教育センター職員等	南砺市 地域包括 支援センター
富山県総合教育センターと小矢部市教育センターの協業事業 理科教育講座 (自然観察) 「夏季 入門コース1日」	7月30日 (水)	小矢部市内の河川・小学校の校庭・小学校教室での教材研究等、移動しながら理科教材としての活用について学ぶ 富山県総合教育センター 科学情報部 理科担当研究主事等	県内の教職員 (希望専門研修)	小矢部 市内

②市会計年度任用職員研修

研修会名	趣旨・内容	実施予定時期	参加者
学校司書等研修会 (全3回)	子供たちの読書活動を推進するため、各学校図書館の運営等について研修し、学校図書館教育の充実を図る。 講師 有識者等 小矢部市民図書館司書等	①4月15日(火) 14:00 津沢中 ②9月30日(火) 14:00 東部小 ③1月13日(火) 14:15 市民交流プラザ	市内 小中学校 学校司書
スタディ・メイト 研修会 (全3回)	特別な支援を必要とする児童への具体的な支援の在り方について理解を深め、指導力の向上を図る。 講師 西部教育事務所 特別支援教育指導員 植野 雄太 先生	①4月28日(月) 11:00 市民交流プラザ ②9月19日(金) 11:00 市民交流プラザ ③1月28日(水) 11:00 市民交流プラザ	市内 小学校 スタディ・メイト
子どもと親の相談員 研修会 (全3回)	悩みを抱える児童生徒への適切な対応の仕方や具体的な支援の在り方について理解を深め、指導力の向上を図る。 講師 西部教育事務所 生活指導主事 相談担当 阿尾 美晴 先生	①4月23日(水) 10:30 市民交流プラザ ②9月24日(水) 10:30 市民交流プラザ ③1月21日(水) 10:30 市民交流プラザ	市内 小中学校 子どもと親の 相談員

③小中高生徒指導連絡協議会

回	日時・会場（予定）	主な内容	講師
1	6月18日（水） 15:30～ となみ野高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・講話 (1) 刑事生活安全課より (2) 西部教育事務所より ・議事（承認書提出による承認） (1) 令和6年度活動報告について (2) 令和7年度活動計画について ・情報交換（生徒指導計画の交換） 	小矢部警察署 刑事生活安全課 課長 谷川 慎一 氏 西部教育事務所 主任生活指導主事 渋谷 圭祐 先生
2	11月26日（水） 15:00～ 小矢部市民交流プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・講演（生徒指導講演会） 「小中高の成長の特性を生かした定期相談、担任の心構えや、こども理解について」（仮） 	石川県スクールカウンセラー 野々市市発達相談センター 専門相談員 西村優紀美 先生
3	2月17日（火） 15:30～ となみ野高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 「生徒指導の実際と課題について」 ・事例提供2校（蟹谷小、蟹谷中） ・指導講話 ・令和7年度事業・会計中間報告 	西部教育事務所 主任生活指導主事 渋谷 圭祐 先生

(3) 調査研究事業

①調査研究推進委員会

委員会名	趣旨・活動内容	委員数	印刷予定物等
英語教育研究 推進委員会	小学校と中学校の一貫した英語教育についての研究を行う。 岡崎先生にアドバイザーを依頼（3か年目）	小中 各1名 英語専科講師 4名	各小学校にて 「5・6年 Can-do リスト」
教育DX 推進委員会	1人1台端末のICT環境で、授業や校務におけるクラウドの効果的な活用の推進について検討する。	小中 各1名 教育総務課職員 1名	
体力づくり研究 推進委員会	園小中学校の体力を主に体力テスト結果を基に分析し、幼児・児童生徒の現状と課題を明らかにする。	園小中 10名 市派遣 スポーツ主事 1名	体力の現状および資料49集 (リフレット)

②各種委員会等

委員会名	趣旨・活動内容	委員数	印刷予定物等
市小中科学作品展 運営・審査委員会	小中科学作品展 9月6日（土）～7日（日）の運営（搬入・展示・搬出）と作品審査	小・中学校 各1名	
視聴覚ライブラリー ソフト選定委員会	今年度購入ソフトの選定	石動小・中学校 から各1名、 こども園から1名	
理科資料作成委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「現地学習ノート 流れる水のはたらき（小5）」 ・「現地学習ノート 大地のつくり（小6）」 	小学校 各1名	「現地学習ノート 流れる水のはたらき」 「現地学習ノート 大地のつくり」

(4) サービス・支援事業

No	項目	対象	期日	内容
1	教育活動の支援	小中学校	随時	副読本等の改訂 「体力の現状及び資料49集」(リーフレット) 「現地学習ノート 流れる水のはたらき」 「現地学習ノート 大地のつくり」の発行
2	保・園・小の連携事業	保育所 保育園 こども園 小学校	5月下旬から 6月中旬	保園小連絡会の企画、日程調整 教育委員会・こども家庭課との連携 各小学校で保園小連絡会を開催 授業参観、情報交換、就学指導
3	小中学生 科学作品展覧会の運営	小中学校	9月	会場：小矢部市農村環境改善センター 9月5日(金)作品搬入、審査会場準備 9月6日(土)～7日(日)科学作品展 9月8日(月)作品搬出、会場片付け 県科学展覧会への出品
4	教科書センターの運営	一般	随時	小中学校の教科書見本の閲覧 教科書展示会の開催 期間：6月13日(金)～7月2日(水) 会場：市教育センター
5	視聴覚ライブラリーの運営	一般	随時	視聴覚ソフトの管理と貸出 ソフト選定委員会による教材の選定
6	教育の情報化推進事業	小中学校	随時	Zoomライセンス取得・管理 情報教育機器の管理(業者委託) 情報教育機器整備と活用のための調査研究 情報ガイドラインの徹底
7	外国語活動・英語教育の 推進	小中学校	随時	ALTの配置(園小中学校に4名) 園小中学校との連絡・調整 派遣会社との連絡・調整
8	RTNおやべの支援 (Refreshing teacher's network)	保育所 こども園 小中学校	年間 4回	市内若手教員(概ね採用5年目以内)のネット ワークづくり
9	教材・備品の貸出	保育所 こども園 小中学校 一般	随時	研修用図書・視聴覚ソフトの貸出 備品・視聴覚機器の貸出 体力測定器具の貸出(東部小にて管理)
10	センターホームページの 更新	一般	随時	センター事業の紹介 市内小中学校の行事予定のとりまとめ 市HP・センターHPで公開
11	市内学校教育関係の連絡 調整(各種届の集約等)	小中学校	随時	教職員研修受講の申込(研修受講システム) 各学校月行事予定をまとめHPにて公開 学校要覧・教育計画・児童生徒名簿の集約 長期休業中の管理計画等の集約
12	児童生徒の健全育成団体等 との連絡・連携	一般	随時	市社会福祉協議会(福祉教育推進委員会) 市要保護児童対策協議会(実務者会議) 市教育支援委員会(調査会) 社会を明るくする運動推進委員会 市青少年健全育成市民会議 市租税教育推進協議会

(5) 教育相談事業

No	項目	期日	内容
1	教育支援センター「ふれんど」の運営	随時	不登校児童生徒への支援 場所：小矢部市岩尾滝 1073 小矢部市教育センター内 時間：月曜日から金曜日まで（祝日は除く）9:00～15:00 長期（夏季・冬季・学年末）休業中は除く 教育支援センター推進会議の企画・運営（5月開催） 通所児童生徒の所属校との連絡調整、出欠表の送付（毎月） 他市教育支援センター及び民生部こども家庭課等関係機関との情報共有・連携 A I オンデマンド「チョイソコおやべ」利用管理
2	教育相談室の運営	随時	電話相談・来所相談・訪問相談への対応 相談専用電話 0766-68-0783 時間：月曜日から金曜日まで（祝日は除く）9:00～17:00 相談カウンセラーの配置（市費） 相談カードの配布及び相談電話の利用の促進 相談関係機関との連携 巡回就学相談、にこにこ相談会
3	生徒指導訪問	1回以上	不登校傾向の児童生徒の状況の把握と対応 1学期中に各校へ1回ずつ訪問。以後は必要に応じて訪問。
4	SC（スクールカウンセラー）の活用	随時	不登校等悩みを抱える児童生徒及び保護者への支援 カウンセリング、教育相談に関する校内研修 小中学校にスクールカウンセラー配置（県費） 教育センターにスクールカウンセラー配置（市費）
5	SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用	随時	悩みを抱える児童生徒への支援と家庭や関係機関との連携 学校支援（担当者連絡会、ケース会議、保育園小中の連携） 関係機関との連携、連絡調整 家庭訪問による保護者支援 中学校区及び教育センターにスクールソーシャルワーカーを派遣（県費）

6 事業に係る経費（市教育センター予算）

△減 （単位千円）

区分		令和7年度	令和6年度	比較	備考	
(節)	(細節)					
教育センター 管理運営費	共済費	459	452	7	社会保険料 等	
	給料	2,781	2,487	294	臨時雇用賃金・職員手当	
	報償費	128	130	△ 2	研修会講師謝金、科学作品展記念品 等	
	旅 費	44	44	0	教育事情視察旅費 等	
	需用費		1,926	2,235	△ 309	
		消耗品費	214	170	44	専門誌、事務用品、公用車整備 AEDバッテリー等
		燃料費	226	232	△ 6	公用車燃料、暖房用灯油、ガス 等
		食糧費	5	5	0	研修会、各委員会、来客用お茶
		印刷製本費	203	407	△ 204	副読本印刷(理科資料 大地・川 等)
		光熱水費	998	1,185	△ 187	電気料、水道料
		修繕料	280	236	44	施設修繕、公用車修理 等
	役務費		156	126	30	
		通信運搬費	95	95	0	切手、電話料、FAX通信料 等
		保険料	18	0	18	R7は公用車車検(自賠責保険料)
		手数料等	43	31	12	浄化槽点検、教育大会看板 R7は車検代行手数料 等
	委託料	1,635	1,304	331	警備、浄化槽清掃、薬品廃棄処理 等	
	使用料及び賃借料	258	255	3	ケーブルTV料、研究大会会場使用料、フルカラー複合機使用料 Zoomライセンス等	
備品購入費	179	318	△ 139	ライブラリーDVD、指導図書 R6消火器取り換え等		
負担金補助及び交付金	25	25	0	砺波地区教育センター協議会負担金		
公課費	9	0	9	R7は公用車車検(重量税)		
小 計		7,600	7,376	224		
情報教育環境整備事業費(経常)		36,507	31,558	4,949	情報教育機器保守、修繕料、消耗品、機器リース料(保守分含む)、巡回サポート業務 等	
情報教育環境整備事業費(政策)		17,614	15,542	2,072	GIGAスクール構想関連費 等	
体力向上対策費		208	213	△ 5	新体カテスト集計・分析料、研究紀要印刷 等	
不登校児童生徒等 適応指導事業費		3,024	2,834	190	教育支援センター指導員謝金、スクールカウンセラー謝金、教育支援センター運営 等	
英語教育推進事業費(経常)		21,055	20,795	260	ALT委託料 講師謝礼	
英語教育推進事業費(政策)		1,968	1,986	△ 18	英語専科講師費用 教育アドバイザー謝礼	
合 計		87,976	80,304	7,672		

7 主な備品

(1) 理科実験機器等

天体望遠鏡(1) 野外観察用ハンマー(32)

(2) 印刷機器等

複写機(1) 電動パンチ(1) 裁断機(1) パソコン(9) プリンター(2)
シュレッダー(1)

(3) 視聴覚機器等

ブルーレイプレイヤー(1) 映写スクリーン(2) DVDデッキ(2)
パソコン対応液晶プロジェクター(4) ビデオ内蔵液晶映写機(1) スライド映写機(2)
コンセプト映写機(1) OHP(1) 8ミリ映写機(1) 16ミリ映写機(1)
DVD・ブルーレイ(158) VTRテープ(697) コンセプトフィルム(66) スライド(69)
8ミリフィルム(200) 16ミリフィルム(185) デジタルカメラ(1) デジタルビデオカメラ(1)

(4) 体力測定器、その他

長座体前屈測定器(10) 立位体前屈測定器(9) 伏臥上体そらし測定器(7) 握力計(23)
肺活量測定器(2) 背筋力計(9) 心拍測定器(2) 垂直跳び測定器(2)

8 児童・生徒数

(1) 小学校

令和7年5月1日現在

学校名	1学年				2学年				3学年				4学年				5学年				6学年				小計					合計		
	学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数		
		知的	情緒	病弱		肢体	知的	情緒		病弱	肢体	知的		情緒	病弱	肢体		知的	情緒	病弱		肢体	知的	情緒		病弱	肢体	知的		情緒	病弱	肢体
石動小	2	68	1		2	53	1	4	2	50	1		2	59	2	4	2	61	2	52	1		12	343	3	5	9		15	357		
大谷小	2	51	1		2	41	1	1	2	54	1		2	57	2	1	2	57	2	49	2		12	309	3	5	3	1	15	318		
東部小	1	8	1		1	16			1	9			1	18	1		1	11	1	11			6	73	1	2		7	75			
蟹谷小	1	22	2		1	25			1	23	1		1	26	1		1	29	1	27	1		6	152	2	2	4		8	158		
津沢小	1	28	1		1	26	2		1	31			1	33			1	30	1	2	1	1	7	193	3	3	4	1	10	201		
合計	7	177	3	3	7	161	1	7	1	167	3		7	193	5	6		7	188	1	1		8	184	4	3	1	1	43	1,070		

(2) 中学校

学校名	1学年				2学年				3学年				小計					合計						
	学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数		
		知的	情緒	病弱		肢体	知的	情緒		病弱	肢体	知的		情緒	病弱	肢体		知的	情緒	病弱		肢体	知的	情緒
石動中	2	69	3	2	2	67	5	1	2	71	1		6	207	2	9		8	219					
大谷中	2	56	1		2	52	3		2	51		2	6	159	2	4		8	165					
津沢中	2	39	1	2	1	38	2		2	44		1	5	121	2	3		7	127					
蟹谷中	1	29			1	34			1	30	1		3	93	1	1		4	94					
合計	8	193	5	4	6	191	10	1	7	196	2	3	20	580	7	17		27	605					

注) 特別支援学級欄の児童・生徒数は外数

◇条例・規則・規程・要綱◇

小矢部市教育センター設置条例

昭和 41 年 10 月 7 日
条 例 第 22 号

改正 昭和 44 年 12 月 8 日 条例 第 26 号
昭和 48 年 10 月 25 日 条例 第 26 号
平成 3 年 6 月 25 日 条例 第 24 号
平成 20 年 6 月 24 日 条例 第 33 号

(目的及び設置)

第 1 条 教育の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育センターの名称及び位置は次の通りとする。

名 称 小矢部市教育センター
位 置 小矢部市岩尾滝 1073 番地

(事業)

第 3 条 教育センターは次の事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修に関する事。
- (2) 教材及び資料の作成並びに配布に関する事。
- (3) 教育の理論と実践に係る研究調査に関する事。
- (4) 視聴覚ライブラリーに関する事。
- (5) その他、必要な事項に関する事。

(職員)

第 4 条 教育センターに所長及び必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例に関し必要な事項は、小矢部市教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 41 年 10 月 7 日から施行する
- 2 小矢部市理科教育センター設置条例（昭和 37 年小矢部市条例 34 号）は廃止する。

附 則（昭和 44. 12. 8 条例 26）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48. 10. 25 条例 26）

この条例は、昭和 48 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（平成 3. 6. 25 条例 24）

この条例は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20. 6. 24 条例 33）

この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

小矢部市教育センター規則

昭和 41 年 10 月 11 日
教 委 規 則 第 5 号

改正 昭和 53 年 4 月 1 日 教委規則第 3 号
昭和 55 年 4 月 16 日 教委規則第 3 号
昭和 61 年 4 月 1 日 教委規則第 3 号
平成 10 年 6 月 5 日 教委規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、小矢部市教育センター設置条例（昭和 41 年小矢部市条例第 22 号）（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 小矢部市教育センター（以下「教育センター」という。）に次の職員を置く。

- (1) 所 長
- (2) 次 長
- (3) 所長補佐
- (4) 指導主事
- (5) 主任研究員
- (6) 研究員
- (7) 事務職員
- (8) その他必要な職員

(職務)

第 3 条 所長は、所務を統轄し、所属職員を指揮監督する。
2 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。
3 所長補佐、指導主事、主任研究員及び研究員は、所長の命を受けて事務を分掌する。
4 事務職員は、所長の命を受けて事務に従事する。

(運営委員会)

第 4 条 教育センターの事業に関して協議、その他を行うため運営委員会を置く。

(施設)

第 5 条 条例第 3 条に規定する事業を行うため、教育センターに研修室及び視聴覚ライブラリー室を置く。
2 前項の施設は、小矢部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の制限)

第 6 条 前条の研修室は条例第 3 条に規定する事業以外に使用することはできない。
ただし、教育委員会において特に必要と認めたときは、この限りでない。

(細則)

第 7 条 この規則の施行について必要な細則は、所長が定める。

附 則

この規則は、昭和 41 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日教委規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 4 月 16 日教委規則 3）

この規則は公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日教委規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 5 日教委規則 3）

この規則は公布の日から施行し、平成 10 年 6 月 5 日から適用する。

小矢部市視聴覚ライブラリー規則

昭和 44 年 12 月 13 日
教委規則 第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 小矢部市教育センター設置条例（昭和 41 年小矢部市条例第 22 号）第 3 条第 4 号の規定に基づき、小矢部市の視聴覚教育の振興を図るために教育センター内に小矢部市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）を置く。

(事業)

第 2 条 視聴覚ライブラリーは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 視聴覚教材教具の整備・充実・活用に関すること
- (2) 視聴覚教育の研究に関すること
- (3) その他視聴覚教育振興に関すること

(職員)

第 3 条 視聴覚ライブラリーに所長、その他必要な職員を置く。

- 2 所長は教育センターの所長が兼務して、職員を指揮監督する。

(資料の活用)

第 4 条 視聴覚ライブラリーが保管する資料及び備品を利用するための有資格者は、次のとおりとする。

- (1) 小矢部市内の教育関係諸団体
- (2) 小矢部市内の社会教育・社会福祉関係諸団体
- (3) 小矢部市教育委員会が適当と認めた者

(弁償)

第 5 条 利用者が資料及び備品を破損または紛失したときは、現金もしくは、相当する代価をもって弁償しなければならない。

(処務)

第 6 条 視聴覚ライブラリーの処務については、小矢部市教育委員会処務規定の例による。

(細則)

第 7 条 この規則に定めるものの他、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 44 年 12 月 13 日から施行する。

小矢部市教育センター運営委員会規程

昭和41年10月11日
教セ規程 第1号

改正 平成16年4月1日 教セ規程第2号
改正 平成19年4月1日 教セ規程第3号
改正 平成27年4月1日 教セ規程第4号

(任務)

第1条 小矢部市教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、小矢部市教育センター規則第4条の規定により、教育センター事業企画運営の要綱について協議決定する。

(構成)

第2条 運営委員会は、教育委員会教育長及び所長の委嘱する若干名の委員と教育委員会事務局、教育センター事務局をもって構成する。尚、必要に応じて他の機関より関係の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第3条 運営委員会は、必要により所長が招集し、会議の司会に当たる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、欠員が生じたときは所長の委嘱により補充し在任期間とする。

附 則

この規程は、昭和41年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

小矢部市教育相談室設置規程

小矢部市教育委員会

制定 平成2年4月1日

教委訓令 第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、小矢部市教育相談室の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 この相談室の名称は、小矢部市教育相談室と称し、位置を小矢部市教育センター内とする。

(相談員の委嘱)

第3条 相談員は、社会的及び教育的信望があり、かつ、教育相談の職務を行なうに必要な熱意をもっているもののなかから教育委員会が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 相談員は、非常勤とし、その委嘱期間は1年とする。

2 相談員に欠員が生じた場合、後任者の委嘱期間は前任者の残任期間とする。

(指揮監督)

第5条 相談員は、その職務を行なうにあたっては、教育委員会の指揮監督を受けなければならない。

(相談員の服務)

第6条 相談員は、職務上知り得た事項の一切について秘密を守らなければならない。

2 教育委員会は、相談員の任期のはじめにおいて、その勤務及び勤務時間を定めるものとし、その勤務時間は月8時間を超えない範囲とする。

3 相談員は、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情により所定の勤務ができないときは、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(細則)

第7条 この規程の施工に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

小矢部市教育支援センター推進会議設置要綱

小矢部市教育委員会

制定 平成10年4月1日
改訂 令和5年3月23日
(名称変更：3月定例会報告)

1 趣 旨

小矢部市教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を実施する。その事業を効果的に推進するため、センター推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し、事業運営等について審議する。

2 所掌事務

推進会議は、次の事項について研究協議し、審議する。

- (1) 事業の全体計画の策定に関する事項
- (2) その他、事業の実施・運営に必要な事項

3 委 員

- (1) 推進会議は、10名以内の委員で組織する。
- (2) 委員は学識経験者、医師、関係行政機関の職員及び小・中学校校長、教頭等の中から教育長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

4 会 長

- (1) 推進会議に会長を置き、教育センター所長をもって充てる。
- (2) 会長は、推進会議の会務を総理する。

5 幹 事

- (1) 推進会議に若干名の幹事を置き、会長が委嘱する。
- (2) 幹事は会長の命を受けて、業務を行う。

6 会 議

- (1) 推進会議は、会長が招集する。
- (2) 会長が必要と認めたときには、推進会議に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

7 庶 務

推進会議の庶務は、小矢部市教育センターにおいて処理する。

8 細 則

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

小矢部市教育センター施設案内



【施設の特徴】

- 中央は札幌農学校演武場（北海道大学農学部の前身）の開拓の時に刻む札幌時計台
- 旧校舎は金沢旧制第四高等学校・北海道大学理学部
- 玄関は東大工学部のアーチ
- 正門（西蹊門）は京都国立博物館

【小矢部市教育センターへのアクセス】



- ・ JR石動駅より、約7km（自家用車で約10分）
- ・ チョイソコおやべ 204「教育センター」停留所下車
- ・ 市営バス（南谷線）『岩尾滝バス停』下車 徒歩2分